

「羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」第11条により公表します。

令和6年度
羽咋市男女が共に輝く
まちづくりプラン
(2022年度~2025年度)

推進状況報告書

羽 咋 市

はじめに

人口減少、少子高齢化の進行に加え、核家族化の進行や未婚や離婚などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、更には近年の感染症の影響により女性を取り巻く社会情勢は激しく変化している現在、女性の働き方や社会参加へのあり方も変化してきました。

男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、「すべての女性が輝く令和の社会へ」と、さらなる男女共同参画の推進が期待されています。

本市においても、これまで進めてきた取組をさらに推進するとともに、社会情勢等の変化や市民意識調査の結果を反映し新たな課題に対応するため、5年ごとに内容の見直しを行いプランの改定を行ってきました。

令和4年3月に、「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」(第5次)を策定し、3つの基本目標と11の重点課題を掲げ、それぞれの課題に対する施策を示しました。

この年次報告書は、「羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」第11条に基づいて、令和6年度の本市の男女共同参画における具体的施策の進捗状況を取りまとめたものです。

市民や事業者等の多くの皆さんが、男女共同参画の推進について理解と関心を深められ、この報告書を男女共同参画社会形成の取組の参考資料として活用いただければ幸いです。

令和7年6月

羽咋市総務部総務課

目 次

第1章 羽咋市の男女共同参画の推進状況

男女共同参画の推進に関する年表	1
羽咋市の男女共同参画の取組	3
令和6年度男女共同参画推進事業の概要	5
データで見る男女共同参画の状況	8
数値目標と指標	11

第2章 「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」施策実施状況

体系図	13
-----	----

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

重点課題1 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	14
重点課題2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり	14
重点課題3 地域における男女共同参画の推進	15
重点課題4 科学技術分野における男女共同参画の推進	15

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

重点課題5 あらゆる暴力の防止と被害者支援	16
重点課題6 誰もが安心して暮らせる環境の整備	17
重点課題7 生涯を通じた男女の健康支援	17
重点課題8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	17

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の整備

重点課題9 教育における男女共同参画の推進	18
重点課題10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	18
重点課題11 計画の推進に係る体制整備	19

資料編

羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	20
------------------------	----

第1章

羽咋市の男女共同参画の推進状況

男女共同参画の推進に関する年表

	世界	国	石川県	羽咋市
平成13年 (2001年)		・内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定 ・「石川県男女共同参画推進条例」施行	・「男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」施行
平成14年 (2002年)			・女性相談支援センター設置 ・石川県男女共同参画審議会設置	・「男女が共に輝くまちづくりプラン」策定
平成15年 (2003年)	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議(第4,5回)	・「次世代育成支援対策推進法」施行	・女性青少年課「男女共同参画推進室」を「男女共同参画課」に改編	・「男女共同参画指標」策定 ・男女共同参画推進事業 教委→市長部局へ
平成16年 (2004年)		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定		・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京プラス10」	・男女共同参画基本計画(第2次)策定 ・改正「育児休業等に関する法律」施行(仕事と子育ての両立支援)	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する基本計画」策定	・「次世代育成支援行動計画」策定
平成18年 (2006年)				・「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第2次)策定 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成19年 (2007年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「労働基準法」施行 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針の策定	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」改定	・男女共同参画推進事業 市長部局→教委へ
平成20年 (2008年)		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定		・男女共同参画推進事業 教委→市長部局へ
平成21年 (2009年)	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議(第6回)	・男女共同参画会議諮問「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」	・男女共同参画推進応援団の設置	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成22年 (2010年)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合	・改正「育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画基本計画(第3次)策定	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	・「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第3次)策定
平成23年 (2011年)	UN Women正式発足	・内閣府男女共同参画局推進課に「暴力対策推進室」を新設	・「いしかわ男女共同参画プラン2011」策定 ・「企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査」実施	・男女共同参画推進事業 市長部局→教委へ
平成24年 (2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働くまでしこ大作戦～決定	・いしかわ男女共同参画推進宣言 企業認定制度を創設、シンボルマークを決定	
平成25年 (2013年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言	・いしかわパープルリボンキャンペーン2013を実施	・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発
平成26年 (2014年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行(1月) ・「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会の実現」(6月)	・「輝く女性応援会議in石川」開催(9月)	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

男女共同参画の推進に関する年表

	世界	国	石川県	羽咋市
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」 SDGsが国連総会で採択され、目標5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本計画(第4次)策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(H27.9月成立) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第4次)策定
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約実施状況報告審議(第7.8回) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行(H28.4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」改定 「いしかわ男女共同参画プラン2011」改定 	
平成29年 (2017年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」施行(1月) 改正「育児・介護休業法」施行(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「パープルサポートいしかわ」(いしかわ性暴力被害者支援センター)設置(H29.10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の啓発活動(市内企業の訪問)
平成30年 (2018年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行(5月) 働き方改革関連法 平成30年6月成立 	<ul style="list-style-type: none"> いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度に「女性活躍加速化クラス」を創設 	
平成31年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> W20回日本開催(第5回WAW!と同時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍加速のための重点方針2019」 	<ul style="list-style-type: none"> 「いしかわパープルリボンキャンペーン2019」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+25」記念会合 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本計画(第5次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> 企業に活かせ女性力」女性人材育成プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発
令和3年 (2021年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> いしかわ男女共同参画プラン2021策定 	<ul style="list-style-type: none"> いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発 「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第5次)策定
令和4年 (2022年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「女性デジタル人材育成プラン」策定 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会地域シンポジウム」開催 「国際女性会議 WAW!2022」石川サテライト会場開催 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画関連図書企画展 「もやっと体験」の募集、掲示 いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発
令和5年 (2023年)		<ul style="list-style-type: none"> 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」策定 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」決定 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画課」を「女性活躍・県民協働課」に改組 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画関連図書企画展 いしかわパープルリボンツリーを庁内ほか公共施設に設置し啓発
令和6年 (2024年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」施行(4.5月) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(4月) 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」策定(3月) 「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」施行(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進事業 教委→市長部局へ 男女共同参画関連図書企画展 いしかわパープルリボンツリーを庁内ほか公共施設に設置し啓発 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

羽咋市における男女共同参画の取り組み

1 主な取組

- 12年 5月 男女が共に輝くまちづくり策定推進委員会設置（庁内組織）
- 12年 6月 男女共同参画市民意識調査（1回目）
- 12年 7月 男女が共に輝くまちづくり懇話会設置
（条例制定後 男女共同参画推進委員会に名称変更）
- 12年 8月 男女共同参画社会の構築のための説明と意見収集（11公民館）
- 13年 1月 男女が共に輝くまちづくり懇話会意見書提出
- 13年 3月 「男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」制定
- 14年 3月 「男女が共に輝くまちづくりプラン」策定
- 15年 3月 男女共同参画「指標」策定
- 16年 1月 男女共同参画市民意識調査（2回目）
- 16年 3月 「男女が共に輝くまちづくりプラン」推進状況報告書作成（年次報告）以後毎年作成し公表
- 17年 2月 「男女が共に輝くまちづくりプラン（第2次）」（以下第2次プラン）策定に関して「男女共同参画推進委員会」に諮問
- 18年 2月 「第2次プラン」策定に伴い、パブリックコメントを実施
- 18年 3月 「男女共同参画推進委員会」が「第2次プラン」の策定について答申
- 18年 3月 「第2次プラン」策定
- 18年12月 男女共同参画市民意識調査（3回目）
- 20年 3月 男女共同参画社会啓発のための紙芝居を制作
- 21年 9月 男女共同参画市民意識調査（4回目）
- 22年 2月 「男女が共に輝くまちづくりプラン（第3次）」策定に関して「男女共同参画推進委員会」に諮問
- 22年12月 「第3次プラン」策定に伴い、パブリックコメントを実施
- 23年 2月 「男女共同参画推進委員会」が「第3次プラン」の策定について答申
- 23年 3月 「第3次プラン」策定
- 25年11月 「いしかわパープルリボンキャンペーン」に参加。パープルリボンツリーを市役所1階に設置し啓発
- 26年 9月 男女共同参画市民意識調査（5回目）
- 28年 3月 「第4次プラン」策定
- 29年12月 「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の啓発のため市内企業の訪問実施
- R1年 9月 男女共同参画市民意識調査（6回目）
- R4年 3月 「第5次プラン」策定
- R5年11月 「いしかわパープルリボンキャンペーン」に参加

2 その他実施事業

（1）DV関係事業

- ①DV相談所開設
- ②DV対策連絡協議会設置
- ③DVサポートボランティア研修
- ④DV防止のための活動

（2）女性のエンパワーメント事業

- ①女性の仕事アイデア募集
- ②女性の起業家支援のための講座や助成制度
- ③女性のエンパワーメントとチャレンジ支援講座

（3）調査・研究に関する事業

- ①市内企業アンケート
- ②町会役員における女性登用アンケート
- ③講演会参加者アンケート
- ④講座受講生アンケート

（4）啓発事業

- ①広報掲載等による啓発
- ②男女共同参画関連図書企画展
- ③パープルリボンキャンペーン

（5）プランの進行管理事業

- ①男女共同参画「指標」及びプランに掲げる「数値目標」の調査
- ②「男女が共に輝くまちづくりプラン」推進状況報告書作成し公表

令和6年度 男女共同参画推進事業の概要

1 DV関係事業

(1) 女性のための相談

ドメスティック・バイオレンスをはじめ女性が抱える問題に対して、自己解決を図るための支援と女性支援ダイヤルによる電話相談を実施。

《件数》

1. 面接（来所）相談	3
2. 電話相談	3

《内容》

1. 配偶者からの暴力、交際相手からの暴力	3
2. 家族関係の悪化や家族の崩壊	3

2 啓発事業

(1) 男女共同参画週間

①男女共同参画関連図書企画展

羽咋市立図書館と共催で、男女共同参画の啓発となる本の企画展を開催



広報はくい
6月号への掲載



6月23日～29日は男女共同参画週間

だれもがどれも選べる社会に
(令和6年度キャッチフレーズ)

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かちあい、性別に関わりなく、それぞれ個性と能力を発揮できる社会。それが男女共同参画です。

男女共同参画社会を実現するためには、市民のみならず一人ひとりの取り組みが大切です。この機会に、職場・学校・地域・家庭など、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて考えてみませんか。

6月23日から6月29日の「男女共同参画週間」にあわせて、ジェンダー、LGBT、子育て、生き方などをテーマにした本を集めました。図書コーナーにも男女共同参画に関するコーナーを設けていますので、ご覧ください。

内閣府
男女共同
参画局
内閣府男女共同参画局
【男女共同参画シンボルマーク】



羽咋市立図書館の特設コーナー（昨年の様子）

問い合わせ 市総務課（☎22-7161）

ひとりで悩まず相談窓口へ 面談は要予約

夫または恋人が、妻やパートナーに対して振るう暴力のことをDV（ドメスティックバイオレンス）と言います。暴力にはいろいろな種類がありますが、いずれにしても、女性の尊厳に反して、身体や心を繰り返し傷つける行為は、すべて暴力と考えられます。妻など女性から男性への暴力を指す場合もあります。ひとりで悩まず相談してください。秘密は厳く守ります。

問い合わせ 羽咋市DV相談ダイヤル（☎22-7830）月曜日～金曜日9時30分～16時30分

(2) パープルリボンキャンペーン 11月12日～11月25日
 パープルリボンツリー設置（市役所1階ロビー、ユーフォリア千里浜、
 図書館）、啓発ポスター掲示、啓発チラシ・グッズ配布

広報はくい
 11月号への掲載

パープルリボン運動にご参加を

11月12日(火)～25日(月)は、「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。
 市ではこの期間を「いしかわパープルリボンキャンペーン」期間と位置づけ、
 配偶者などからの暴力や性暴力のない社会になるように、パープルリボンツリー
 を設置します。メッセージカードを書き、ツリーを飾ることが暴力撲滅の第1歩
 になります。ぜひ、あなたのメッセージをお寄せください。

<パープルリボンツリー設置箇所>
 市役所1階ロビー、羽咋市立図書館、ユーフォリア千里浜
 また、羽咋市立図書館において、企画展を開催します。
 いま一度、人権と暴力や男女のパートナーシップについて考えてみませんか。

問い合わせ 市生涯学習課 ☎22-9331



DVのお悩み、ひとりで抱えていませんか？

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあったものから振るわれる暴力のことをDV（ドメスティックバイオレンス）と言います。暴力にはさまざまな種類がありますが、「なぐる」「ける」といった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力などもDVに含まれます。相手の意に反して身体や心を繰り返し傷つける行為は、すべて暴力と考えられます。

ひとりで悩まず相談してください。秘密は堅く守ります。

◆羽咋市DV相談ダイヤル◆

【電話相談】電話 (0767) 22-7830 月曜日～金曜日 9:30～16:30

【面接相談】電話により予約してください。月曜日～金曜日 9:30～16:30



▲羽咋市役所1階ロビー



▲ユーフォリア千里浜

3 プランの進行管理事業

「男女が共に輝くまちづくりプラン推進状況報告書」を作成し公表

4 推進体制

男女共同参画推進委員会

羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例第12条に基づき設置されたもので、男女共同参画社会づくりの推進に関する重要事項について調査審議する市長の附属機関です。施策の推進に関して市長に建議することができます。

第1回委員会	令和6年7月23日（火）
第2回委員会	令和6年9月3日（火）
第3回委員会	令和6年11月6日（水）
第4回委員会	令和7年3月13日（木）

データで見る男女共同参画の状況

① 羽咋市の人口の推移

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	備考		
羽咋市の人口	総人口	人	23,292	23,007	22,707	22,469	22,268	21,974	21,561	21,161	20,763	20,386	20,004	19,703	各年3月31日現在	
	男	人	11,008	10,882	10,746	10,651	10,544	10,401	10,205	10,034	9,830	9,663	9,480	9,329		
	女	人	12,284	12,125	11,961	11,818	11,724	11,573	11,356	11,127	10,933	10,723	10,524	10,374		
	世帯数	世帯	8,491	8,488	8,481	8,495	8,530	8,573	8,551	8,518	8,536	8,509	8,458	8,470		
	内訳	～14歳	人	2,502	2,441	2,373	2,288	2,225	2,132	2,031	1,965	1,900	1,819	1,779		1,728
			(%)	10.7	10.6	10.5	10.2	10.0	9.7	9.4	9.3	9.2	8.9	8.9		8.6
		15歳～64歳	人	13,175	12,711	12,292	12,038	11,800	11,562	11,159	10,780	10,526	10,270	10,043		9,882
		(%)	56.6	55.2	54.1	53.6	53.0	52.6	51.8	50.9	50.7	50.4	50.2	49.4		
		65歳～	人	7,615	7,855	8,042	8,143	8,243	8,280	8,371	8,416	8,337	8,297	8,182		8,093
		(%)	32.7	34.1	35.4	36.2	37.0	37.7	38.8	39.8	40.2	40.7	40.9	40.5		
		55歳～59歳	人	1,621	1,510	1,429	1,405	1,349	1,292	1,256	1,248	1,191	1,192	1,235		1,229
		60歳～64歳	人	2,108	1,992	1,832	1,705	1,633	1,585	1,491	1,404	1,372	1,320	1,244		1,213
		65歳～69歳	人	2,013	2,120	2,212	2,313	2,262	2,026	1,938	1,798	1,673	1,593	1,546		1,451
	合計	人	5,742	5,622	5,473	5,423	5,244	4,903	4,685	4,450	4,236	4,105	4,025	3,893		
	(%)	24.7	24.4	24.1	24.1	23.5	22.3	21.7	21.0	20.4	20.1	20.1	19.5			
婚姻数	組	91	71	61	66	61	59	61	78	63	45	50	44	各年12月31日現在		
離婚数	組	27	25	32	21	27	22	27	25	18	14	24	21			
出生数	人	168	149	115	114	112	92	114	100	95	87	92	78			

資料：市民窓口課

②「女性の政策、意思決定過程への「参画」および「人権」に関する状況

項 目		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	数値目標
市における役つき女性職員の比率 (係長、保育所長以上)		%	31.0 87人中27人	31.1 90人中28人	31.3 83人中26人	27.6 87人中24人	31.0 84人中26人	32.5 80人中26人	29.1 86人中25人	33.3 87人中29人	36.5 85人中31人	39.0 82人中32人	35.0 80人中28人	36.7 79人中29人	各年4月1日現在
小中学校管理職(校長・教頭)の女性比率		%	31.2 16人中3人	18.8 16人中3人	25.0 16人中4人	25.0 16人中4人	25.0 16人中4人	25.0 16人中4人	37.5 16人中6人	25.0 16人中4人	18.8 16人中3人	25.0 16人中4人	14.3 14人中2人	21.4 14人中3人	各年4月1日現在
審議会等における女性委員の比率 (プランに掲げる審議会等)		%	26.6 542人中144人	27.3 561人中153人	28.0 518人中145人	28.2 581人中164人	26.5 563人中149人	24.5 605人中148人	26.1 685人中179人	28.2 678人中191人	28.5 635人中181人	24.7 543人中134人	24.8 561人中139人	26.4 564人中149人	40.0 各年3月31日調査
議会議員の女性比率	羽咋市	%	7.1 14人中1人	0	各年度3月31日調査										
	石川県	%	2.4	4.8	4.8	4.9	5.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	9.8	9.8	資料: 県男女共同参画推進状況報告書
審議会等の女性比率 (法令、条例)	羽咋市	%	21.0 310人中65	21.8 307人中67	23.7 295人中70	23.6 309人中73	23.7 317人中75	25.2 576人中145人	26.7 656人中175人	28.7 652人中187人	29.2 609人中178人	25.3 517人中131人	25.4 535人中136人	27.1 538人中146人	各年3月31日調査(自治法180-5関連除く)
	石川県	%	32.4	32.4	32.8	33.9	37.0	37.8	41.0	42.6	43.4	43.6	43.7	44.1	資料: 県男女共同参画推進状況報告書
行政委員の女性比率		%	13.5 37人中5人	10.8 37人中4人	10.8 37人中4人	13.5 37人中5人	17.2 29人中5人	10.3 29人中3人	13.8 29人中4人	15.4 26人中4人	11.5 26人中3人	11.5 26人中3人	11.5 26人中3人	11.5 26人中3人	20.0 各年度3月31日調査(自治法180-5関連)
家族経営協定締結農家数		戸	10	10	11	15	17	19	18	17	19	21	21	21	20 各年度3月31日調査
女性役員を登用している町会の数 (注)		町会	9	17	22	24	20	15	14	20	12	15	18	25	資料: 総務課 (各町会長へアンケート) 回答数 47町会(全65町会 中)
女性の町会役員の数 (注)		人	12	26	44	32	31	25	24	60	35	54	46	48	
女性役員を登用している町会の比率		%	19.1	30.9	37.9	38.7	36.4	27.3	28.5	37.7	24.0	26.8	34.6	53.2	
夫や恋人から暴力を受けている女性被害者の割合		%			12.7				14.5					14.5	資料: 市民意識調査

(注) 全町会から回答を得ていないので参考数値

③ 少子高齢化に関する調査

		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
高齢化率	羽咋市	%	32.7	34.1	35.4	36.2	37	37.7	38.8	39.8	40.2	40.7	40.9	41.1	資料提供:健康福祉課 各年4月1日 国・県の高齢化率 各年10月1日 資料:高齢社会白書
	石川県	%	25.0	26.3	27.9	28.4	28.9	29.2	29.6	30.0	30.1	30.5	30.7	30.5	
	国	%	25.1	26.0	26.6	27.3	27.7	28.1	28.4	28.7	28.9	29.0	29.1	29.1	
高齢者数	男	人	3,173	3,300	3,392	3,457	3,488	3,521	3,580	3,598	3,551	3,537	3,499	3,458	
	女	人	4,442	4,555	4,650	4,686	4,755	4,759	4,791	4,818	4,786	4,759	4,683	3,426	
高齢者単身世帯	世帯数		1,222	1,280	1,341	1,386	1,429	1,536	1,559	1,600	1,691	1,784	1,813	1,726	
	占有率	%	14.4	15.1	15.8	16.3	16.7	17.9	18.2	18.9	19.8	21.0	21.4	20.2	
訪問介護回数		回	46,454	50,411	57,079	42,378	40,814	65,280	65,291						資料提供:健康福祉課 各年度3月31日調査 R2以降は数値なし(介護 事業所等で実施)
訪問看護回数		回	4,953	5,654	6,062	6,226	6,512	7,103	5,860						
訪問入浴介護回数		回	1,071	795	904	829	748	603	600						
合計特殊出生率	石川県	%	1.49	1.45	1.54	1.53	1.54	1.54	1.46	1.47	1.38	1.38	1.34	1.23	資料提供:健康福祉課 (母子保健の主要指標)
	国	%	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15	
延長保育を実施する施設		箇所	6/9	6/9	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	9/9	9/9	8/9	資料提供:こども課 各年3月31日調査 保育所6(うち1箇所休止) 認定こども園3 公設公営3(うち1箇所休止) 公設民営2 民設民営4 (実施施設数/総施設数)
一時保育を実施する施設		箇所	9/9	9/9	9/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	9/9	9/9	8/9	
病後児保育を実施する施設		箇所	1/9	1/9	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/9	1/9	1/9	
休日保育を実施する施設		箇所	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	4/9	4/9	

■ 数値目標

《評価》A：数値目標を達成/B：策定時より進捗/C：策定時から進捗していない

体系の番号	項目	令和2年度 目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R8までの目標	令和6年度末 目標	令和6年度末 評価	備考
I-1- (1)	審議会等における女性委員の登用率	40% (H31)	28.7%	28.5%	24.7%	24.8%	26.4%	40%	37.2%	C	法令、条例、要綱等により設置した審議会、委員会
I-1- (1)	行政委員会の女性委員の登用率	20.0%	15.4%	11.5%	11.5%	11.5%	11.5%	20%	18.9%	C	教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会・監査委員・固定資産評価審査委員会
I-1- (1)	女性委員のいない審議会等の割合	0.0%	9.8%	9.3%	22.1%	12.8%	16.7%	0%	2.5%	B	法令、条例、要綱等により設置した審議会、委員会
I-1- (1)	管理職にある職員に占める女性割合	—	26.1%	33.3%	28.0%	26.9%	26.9%	30%	29.0%	B	特定事業主行動計画
III-10- (1)	男性職員育児参加休暇の取得割合	—	0%	50.0%	33.3%	33.3%	該当なし	100%	50% (R5目標)	B	特定事業主行動計画
III-10- (1)	男性職員の育児休業(部分休業を含む)取得率	—	0%	25.0%	33.3%	133.3%	該当なし	30%	15% (R5目標)	A	特定事業主行動計画
III-10- (1)	職員の年次有給休暇の平均取得日数	—	8.9日	8.9日	8.6日	9.5日	10.5日	12日	11.2日	B	特定事業主行動計画
I-3- (3)	家族経営協定締結農家数	20戸	17戸	19戸	21戸	21戸	21戸	20戸	19.3戸	B	家族経営協定：農業経営を担っている家族が、農業経営や労働報酬、休日、労働時間等就業条件を話し合い、文書で取り決めること。
I-2- (4)	女性起業家数	20人 (H31)	2人	3人	8人	4人	2人	10人 (R6)	8人	C	総合戦略 R3 R4から第二創業支援を開始
II-6- (2)	介護、支援を必要としない高齢者の割合	83.0%	80.3%	81.4%	81.6%	81.7%	79.5%	80%(R7)	80.1%	C	いきいきプラン21 第8次高齢者福祉計画・介護保険事業計画
II-7- (3)	特定健康診査受診率	60.0%	47.4%	47.5%	46.6%	45.9%	未確定 未確定	50.6%(R5)	50.6% (R5目標)	C	特定健康診査等実施計画
II-7- (3)	女性ががん検診受診者数	27.0%	22.0%(R1)	22.1%(R2)	20.7%(R3)	23.6%(R4)		24.0%(R5)	24.0% (R5目標)	B	石川県生活習慣病検診等管理指導協議会における課題検討結果報告
II-7- (3)	子宮がん検診	38.0%	988人 24.2%(R1)	768人 23.7%(R2)	862人 21.8%(R3)	776人 23.4%(R4)		28.1%(R5)	28.1% (R5目標)	C	
III-7- (1)	ファミリーサポートセンター提供会員数	58人	55人	58人	59人	62人	67人	60人	58.75人	A	ファミリーサポートセンター：子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手伝いをしてほしい人が会員となり、子育ての相互援助を行う会員組織
III-7- (1)	子育てサロン設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	A	子育てサロン：子育てをしている方と子ども達が集まって、ふれあいや交流を持つことを目的に開かれた、好きな時に来て、好きな時間遊べる 子育て広場
III-7- (1)	休日保育実施保育所数	4か所	5か所	5か所	5か所	4か所	4か所	4か所	4か所	A	こすもす、邑知、とき、ゆりかご R2.4月から子育てサロンを活用した休日保育を実施
III-7- (1)	放課後児童クラブ設置数	5か所	4か所	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所	4.75か所	A	放課後児童クラブ 羽咋、ゆりっこ、瑞穂、邑知、粟ノ保 小学校数 5

男女共同参画指標

番号	項目	R6	R1	H26
1	男女にはそれぞれの役割があるので、そのように育てるべきと感じている人の比率 *	11.1%	14.9%	26.7%
2	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	42.4%	37.5%	34.8%
	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率(男性) *	53.7%	44.1%	44.3%
	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率(女性) *	33.6%	32.4%	27.9%
3	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	31.8%	32.0%	27.4%
	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率(男性) *	36.7%	41.9%	32.4%
	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率(女性) *	27.9%	24.3%	23.8%
4	地域活動・社会活動で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	33.0%	42.4%	32.6%
5	法律や制度で男女の地位は平等と感じている人の比率 *	31.8%	35.0%	25.7%
6	社会通念・慣習・しきたりで男女の地位が平等と感じている人の比率 *	13.8%	18.8%	12.6%
7	市における役つき女性職員の比率(係長・保育所長以上) ***	36.7%	29.1%	31.3%
8	女性役員を登用している町会の比率 **	27.2%	26.4%	30.9%
9	小中学校管理職(校長・教頭)の女性比率 ***	21.4%	37.5%	25.0%
10	市議会議員の女性比率(各年度3月31日現在)	0.0%	7.1%	7.1%
11	夫や恋人から暴力を受けている女性被害者の割合 *	14.5%	14.5%	12.7%
12	女性の能力が正當に評価されていないと思う人の比率 *	38.5%	36.6%	36.8%
13	出生数(年間)(各年12月31日現在)	78人	114人	149人
14	「男は仕事、女は家庭」という考えについて同感しない人の比率 *	55.7%	53.1%	43.6%
15	子育てに家族や周囲から協力を得られていると感じている人の比率 *	72.5%	69.4%	79.4%
16	「男女共同参画」について知っている人の比率 *	62.3%	61.8%	60.7%

* 男女共同参画に関する市民意識調査

** 町会アンケート(各年4月調査)

*** 各年4月1日現在

第2章

「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」 施策実施状況

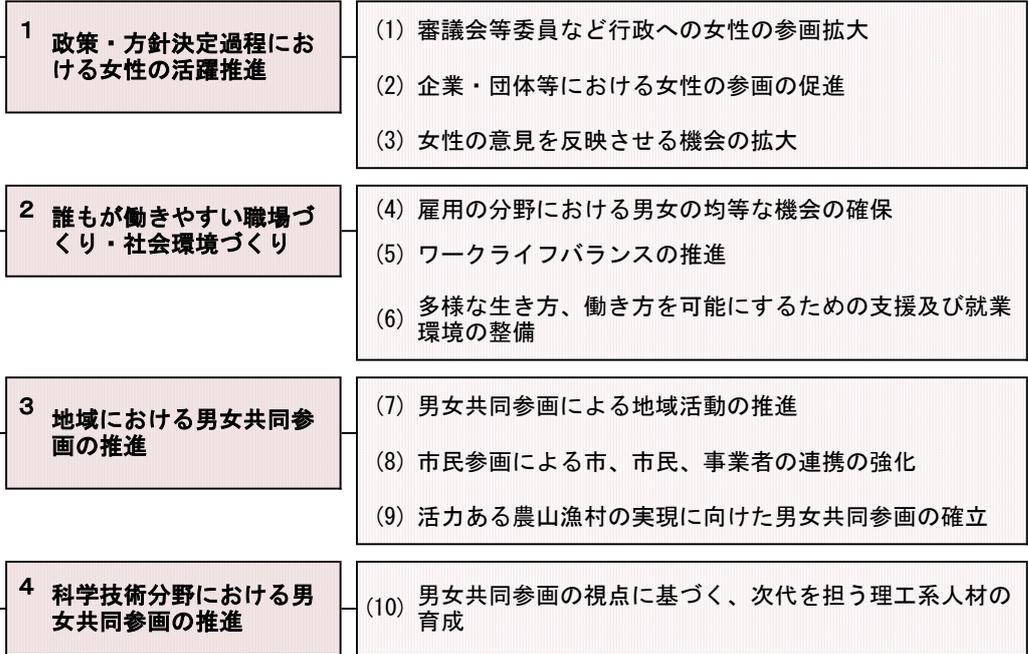
「男女が共に輝くまちづくりプラン(第5次)」体系図

基本目標 (3)

重点課題 (11)

施策の方向 (24)

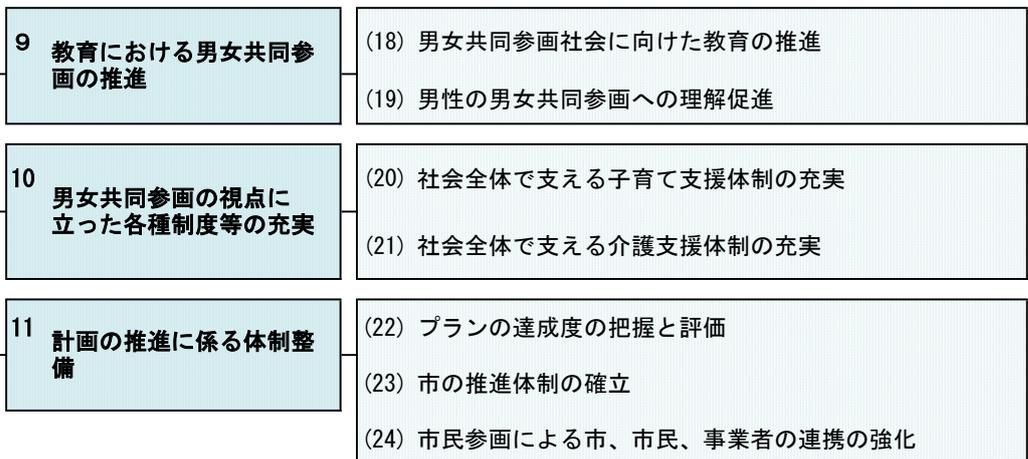
I あらゆる分野における女性の活躍推進



II 安全・安心な暮らしの実現



III 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の整備



基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進

- 重点課題
- 1 政策・方針決定過程における女性の参画拡大
 - 2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり
 - 3 地域における男女共同参画の推進
 - 4 科学技術分野における男女共同参画の推進

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍推進

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和6年度事業実施状況	事業の成果
1 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	(1) 審議会等委員など行政への女性の参画拡大	①審議会等への男女のバランスの適正化 審議会等に占める女性の割合については引き続き40%を目標とし、委員の公募や会議の情報提供等により女性の市政への参画を促進するとともに、女性が男性と共に参画できる場の確保に努めます。	全課	・委員を選任の際には、積極的な女性委員の登用に協力依頼した。	
		②政策形成部門での女性の登用の促進 市は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、意欲と能力のある女性職員の人材育成や、職域拡大並びに管理職登用など政策形成部門への配属に努めます。	総務課	・役付き【係長級以上】の女性職員の登用率は39.8%(83人中33人)であった。	・女性職員の積極的な登用により近年の女性登用率は上昇傾向にある。今後も管理職も含めて積極的登用を継続していく。
	(2) 企業・団体等における女性の参画の促進	①企業等への女性の方針決定段階での参画への働きかけ 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等、国が推進する女性の活躍に関する取組の情報提供を行い、方針決定過程への参画が図られるよう啓発を行います。また、各種団体等においても同様に、女性の参画が進むよう働きかけます。	生涯学習課 企画財政課	産官学勤労団士の代表者で構成する「羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」の委員として各団体から女性を選出してもらうよう依頼。 ・国、県、その他団体等の作成したパンフレットやポスター、情報誌等を事業者へ配布し、啓発を行った。 ・女性県政バスへの参加や女性会議への参加を呼び掛けた。	19人の委員中、4人の女性を選出。 ・公民館の女性部などで、女性県政バスに参加し県政や地域の事業に関心を持つ機会を得ることができた。
		(3) 女性の意見を反映させる機会の拡大	①社会的、政治的問題に関する情報提供 社会的、政治的問題に関する取り組みへの意識啓発や、研修を実施します。 ②女性の政治参画に関する情報提供 女性の政治参画に関する情報の収集・提供を行います。	総務課 生涯学習課	・国、県、その他団体等の取組み事例を周知し啓発に努めた。 ・国、県、その他団体等の作成した報告書や資料により情報収集し、現状や課題の把握に努め、関係課に情報提供を行った。
2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり	(4) 雇用の分野における男女の均等な機会の確保	①労働や雇用に関する法令等の周知 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係する法令や制度が定着するための啓発を行っていきます。	総務課 商工観光課	・情報誌、パンフレット、ポスターの配布等により、法の周知を図った。	・情報提供を行うことで、女性の雇用が進むよう啓発をする。
		②企業に対する平等な雇用の機会と待遇確保についての働きかけ 国が推進する、職場における性別にとらわれない雇用機会と待遇確保について、事実上生じている男女間の格差の解消、女性の能力発揮を促すための積極的改善措置の導入等、就業環境の整備に向けた企業等における積極的な取組を促進するための啓発を行います。	商工観光課 生涯学習課	・国、県、その他団体等の作成したパンフレットやポスター、情報誌等を事業者へ配布し、啓発を行った。	
	(5) ワークライフバランスの推進	①企業等に対するワークライフバランスの推進の働きかけ 育児・介護休業について、企業等をはじめ労働者及び一般市民に周知・啓発を進めるとともに、長時間労働の削減など男性が家庭・地域等へ参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業等に対する意識啓発を図ります。	総務課 健康福祉課 商工観光課	・国、県、その他団体等の作成したパンフレットやポスター、情報誌等を事業者へ配布し、啓発を行った。 ・男性の育児休業についての制度周知・啓発に努めた。	
②個人に対するワークライフバランス推進の働きかけ 働き方を見直し、ワークライフバランスについて理解を深められるよう、情報提供等により啓発を図ります。		総務課 農林水産課 商工観光課 生涯学習課	・国、県、その他団体等の作成したパンフレットやポスター、情報誌等を事業者へ配布し、啓発を行った。		

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和6年度事業実施状況	事業の成果
2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり	(6) 多様な生き方、働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備	①様々な就業形態に対する情報提供と支援 雇用によらない働き方や、再就職、起業を目指す女性に対して情報提供及び支援制度の充実を図ります。	商工観光課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・起業家支援事業補助金制度について、市ホームページ等で情報を発信するとともに、市や商工会が起業者に対し、制度の説明を行った。 ・LAKUNAはくいで女性向けの就職支援セミナー及び就職説明会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1名就職(羽咋市内企業) ・創業等応援補助金 7件、内4件が女性
		②新たな就業形態に対する環境の整備 多様な生き方に向けた、テレワーク等の新たな就業形態における環境の整備を行います。	総務課 商工観光課 企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・LAKUNAはくいで1階図書カフェスペースにテレワークできる専用ブースを整備し、テレワーカーの新たな就業環境としても機能している。 ・国、県、その他団体等の作成したパンフレットやポスターで、テレワーク等の新たな就業形態に対する移住支援金制度の周知、啓発を行った。 ・都市部の子育て世帯が、テレワークをしながら本市で余暇を過ごす保育園留学をスタート。保護者もワーキングベース千里浜(官民共同テレワーク施設)でオンラインで仕事をしながら、田舎暮らしを体験できる環境提供に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LAKUNAはくいで開業以来、多くの利用者が利用している。
		③女性の能力発揮のための支援 女性のキャリア形成のための学び直しや個人や女性団体、グループといった女性の人材に関するネットワークづくりを支援します。	商工観光課 企画財政課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に、女性がテレワークできるスキルアップや就業機会を提供するためのテレワーク支援事業を実施予定であり、当該事業の企画・立案を行った。 ・10月から12月に、計6回の女性のテレワーク支援事業を実施。アーカイブ形式でも受講可能とし、受講希望者の幅広いニーズや相談に対応し、全日程の受講完了者には職業体験できる機会を提供。 	
3 地域における男女共同参画の推進	(7) 男女共同参画による地域活動の推進	①固定的な性別役割分担意識に対する町会等への意識改革の働きかけ 町会や地域公民館、PTA活動などの地域活動において、ある性別や年齢に固定化することがないよう、住民主体の活動に、様々な属性の地域の担い手が積極的に参画できるよう働きかけます。	生涯学習課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館運営審議会の委員等に女性の登用について働きかけを行った。 ・町会へ「女性の町会役員への登用について」のアンケートを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館の運営活動において、女性視点での取り組みができた。 ・毎年、町会へ女性役員の登用アンケートを実施することで男女共同参画の意識付けを図っている。 ・町会役員に女性枠を積極的に取り入れて、町会事業の運営が偏らないまちづくりを目指す。
		②男女共同参画の視点に沿った地域活動団体への支援 年齢、性別等の属性を問わず、地域の生活課題の解決のために誰もが主体的に参画できる取組を支援するとともに、NPO活動やボランティア活動など公共的分野を担って活動する団体等の支援を行います。	生涯学習課 市民活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市民提案型まちづくり支援事業により、男女問わず協働の地域づくりにつながる事業を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに3団体を採択。
	(8) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化	①地域活動における女性リーダーの育成 地域における女性の活動の活性化と女性リーダーの育成のため、女性団体等のネットワークづくりや活動支援を行います。	生涯学習課 市民活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・傾聴活動や環境美化活動、子ども食堂など女性リーダーが活躍する市民活動へスキルアップ講座・研修を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の活動の推進につながった。 ・市民活動は、女性リーダーが半数以上で色々な活動面で支援を行っている。
4 おける科学技術分野の推進	(9) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	①自営業者等への労働条件の改善等への働きかけ 農林水産業や自営業を支え、発展させていくうえで、女性は重要な役割を担います。従事する男女の就業条件や生活環境の改善を図るための啓発を行います。	農林水産課 商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌、パンフレット、ポスターの配布等により、就業条件や生活環境の改善の啓発を行った。 	
		(10) 男女共同参画の視点に基づく、次代を担う理工系人材の育成	①科学技術分野の教育に関する情報提供の促進 学校や社会教育施設との連携を図り、科学分野に対する興味を持つ機会を増し、進路選択の幅を広げるための情報や体験を提供します。	生涯学習課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育全体を通して個を大切に教育を行い、中学校では、進路指導主任を配置し、正しい職業観をもてるように教育活動を通して指導した。 ・AIやデジタル教材を積極的に活用したICT教育を推進した。

基本目標 II 安全・安心な暮らしの実現

重点課題 5 あらゆる暴力の防止と被害者支援

6 誰もが安心して暮らせる環境の整備

7 生涯を通じた男女の健康支援

8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

基本目標 II 安全・安心なまちづくりの実現

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和6年度事業実施状況	事業の成果
5 あらゆる暴力の防止と被害者支援	(11) あらゆる暴力の防止と被害者支援	①暴力を容認しない社会への啓発活動の実施 多様な広報媒体を通じて、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を行います。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> いしかわパープルリボンキャンペーンの期間、市役所1階、羽咋市立図書館、ユーフリア千里浜にパープルリボンツリーを設置し啓発活動を行った。 羽咋市立図書館において関連図書企画展を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設ほか市民の目につきやすい場所で啓発事業を行うことで、意識改革を促す。
		②市民や企業に対するハラスメントの防止のための啓発 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどは人権侵害であり、防止するための啓発を行います。	市民窓口課 健康福祉課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 窓口でのパンフレット設置による啓発を行った。 関係機関から届く啓発用チラシを、市内公共施設等に配布し、啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 無意識のハラスメントは人権侵害であることを周知し、防止のための啓発を行う。
		③被害者への支援体制の充実 被害者支援のための相談窓口の周知及び支援体制の充実を図ります。	市民窓口課 健康福祉課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者の相談に応じるための「DV相談ダイヤル」を設けている。深刻な相談については、県女性センターへ引き継いでいる。また、連携各課との情報共有も密に行っている。 市広報においても定期的に相談窓口の周知を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談できる窓口があることを周知していく。
		④若年層に向けた性暴力に対する教育の推進 子供、若年層であっても性暴力を認識し、被害にあった場合は被害を認識し、訴えることのできるよう低年齢からの教育と、暴力の根絶に向けた対策を推進します。	学校教育課 生涯学習課 子ども課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを暴力から身を守るための教育プログラムCAP講演会とおとなワークショップを開催。 保健、道徳、学活の授業をとおして、指導している。 いしかわパープルリボンキャンペーンの期間に合わせ、図書企画展において、子ども向けの図書も展示した。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者を対象に実施。子どもが自分自身を守る方法、そのために大人ができることの学びが得られた。 R4年 3か所(西北台、余喜、とき) R5年 3か所(邑知、羽咋、千里浜) R6年 3か所 11/9 ゆりかご保育園 1/25 羽咋白百合幼稚園 1/25 こすす保育園 保健、道徳、学活の授業をとおして、正しい知識を習得するとともに理解を深めた。
		⑤情報の選択や活用に対する教育の推進 インターネットの情報やSNSなど、メディアの情報の正しい選択と活用をするための自己判断能力を育成します。	学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 授業や家庭学習での端末活用にあわせ、メディアリテラシーについても指導している。 市内小中学校にネット対策パンフレットを配布し啓発を行った。 小中学校での講座実施を依頼(非行被害防止講座、ホットネット学習会) 小中学校での講座実施を依頼(非行被害防止講座、ホットネット学習会) 	<ul style="list-style-type: none"> メディアリテラシーについて、繰り返し指導することができた。 パンフレットを活用し、正しく、安全な使い方について保護者も含めて啓発ができた。
		⑥暴力の加害者にならないための意識啓発 暴力の加害者にならないように、全ての世代の男女に対し、暴力を未然に防止するための情報提供や、意識啓発を行います。	健康福祉課 生涯学習課		
	(12) 児童虐待の防止	①児童虐待の早期発見と相談体制の充実 幼児・児童虐待を早期に発見するとともに、相談体制の充実を図ります。	子ども課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出、乳幼児健診、保育施設巡回相談、親子相談、あそびの教室等の妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない相談者に寄り添った取り組みを行った。 また、精神保健福祉士及び公認心理士による訪問、面談や精神科医療機関と連携したところのケアアウトリーチ事業を実施した。 相談内容から気になる案件の場合は、関係機関と連携を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 児の発達障害や精神的に不安定な保護者への相談を実施、育てづらさのある子どもや養育力の低い保護者を早期に発見し、対応した。 精神保健福祉士面談 32件 公認心理士面談 27件 精神科医師からの助言、会議出席 4件
		(13) 人権を尊重し、多様な生き方を可能にする教育と学習の推進	①多様な生き方についての教育の推進 男女共同参画社会の形成に向け、学習機会や情報提供の充実を図ります。	生涯学習課 市民活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> わくわくアカデミー(全8回)の開催により、研修・講座を通して学習機会や情報提供を行った。
	②人権問題についての相談窓口の充実 人権に関わる相談について、庁内の関係各課及び関係機関と連携協力し、相談支援体制の充実を図ります。		市民窓口課 健康福祉課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 毎月総合相談日及び年2回の特設相談日で相談受付を実施。 人権週間中に市内商業施設の街頭にて啓発物品を配布し、人権尊重の啓発を実施。 権利擁護ネットワーク協議会準備会を開催。 委員は、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉協議会職員で構成。 	<ul style="list-style-type: none"> R6年度人権相談件数 2件 権利擁護支援ネットワーク体制について、庁内及び専門職と意見交換し、理解を深めることができた。

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和6年度事業実施状況	事業の成果
6 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(14) 生活困難を抱える子育て家庭への支援	①ひとり親に対する支援の実施 ひとり親家庭や、経済困難を抱える子育て家庭等に情報提供や相談を行うとともに、就労の機会を提供するなど自立に向けた支援を行います。	こども課	・高等職業訓練促進給付金事業を活用し、資格取得を目指すひとり親家庭の生活費を支援した。	・事業実施世帯 2世帯 課税世帯月額70,500円×3ヶ月 非課税世帯月額100,000円×12ヶ月 最終12月加算月額40,000円×15ヶ月
	(15) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	①住み慣れた土地で生活を続けるためのサービスの提供 障がいの有無や、年齢に関わらず住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるよう、きめ細やかなサービス及び機会を提供します。	健康福祉課 地域包括ケア推進室 地域整備課	・利用者の暮らしの目標を達成できるよう多職種による会議を26回、85件検討した。 ・支援が困難なケースについて、民生委員や町会等の地域の支援者や専門職を集めて検討する地域ケア会議を19件検討した。 ・介護予防活動支援補助金および地域商品券給付事業の窓口を社会福祉協議会に委託し、各団体の活動支援を実施した(介護予防活動補助金申請:24か所、地域商品券給付申請:15か所)。 ・身近な地域で認知症について相談できるよう認知症地域支援推進員を8か所に配置している。 ・認知症の方とその家族及び地域の住民が気軽に集まり、語らい、ひと時を過ごす認知症カフェを市内12か所で開催している。 ・神子原地区に第2層生活支援協議体「神千菅」が設立した。	・利用者の自立支援に向けて担当介護支援専門員や介護サービス提供事業所従事者、多職種の専門職によるアドバイザー等が協議する事で支援者の意識が高まった。
		②配慮が必要な人への地域ぐるみの取組に対する支援 高齢者や障がい者、外国人やひとり親世帯といった様々な困難を抱える人たちが安心して暮らせるような地域づくりを進めます。	健康福祉課 生涯学習課 地域包括ケア推進室 市民活動支援センター	・市民フォーラム「地域を元気に！」を開催。80名参加。 ・各地区の第2層生活支援協議体が定例会を開催し、地域の情報や課題を共有したり、課題解決に向け取り組んでいる。 ・第2層生活支援協議体を中心に、地域の資源マップを作成中。	・市民フォーラムの基調講演で地域づくりの大切さを再認識するとともに、地域でどのような取り組みを行っているか学ぶ機会になった。 ・地域住民自身がまちづくりについて関心を持ち活発な意見交換が行われている。 ・資源マップ作成をきっかけに地域の資源について関心を持つようになった。
③多様性を理解するための教育と具体的支援策の推進 性的少数者への理解を促進するため、情報提供等を行う等の啓発活動、具体的支援策の検討、および職員の対応ガイドラインの作成・職員研修を行います。	生涯学習課 市民窓口課 学校教育課	・保健、道徳、学活の授業をとおして、指導している。 ・窓口でのパンフレット設置による啓発を行った。	・保健、道徳、学活の授業をとおして、正しい知識を習得するとともに理解を深めた。		
7 生涯を通じた男女の健康支援	(16) 生涯を通じた男女の健康支援	①健康支援体制の充実 健康診断や健康教室、生涯スポーツの奨励など、生涯を通じた男女の健康支援体制の充実を図ります。	健康福祉課 生涯学習課	・若年者健診、特定健診、後期高齢者健診を通して、幅広い世代に健診の機会を提供し、健康支援のための栄養運動教室を開催した。	・若年者健診受診率(R5 1.0%)、特定健診受診率(R5 45.9%)、後期高齢者健診受診率(R5 28.0%) ・栄養運動教室R6年度(12回)開催、延人数(249人)
		②女性に対する切れ目のない支援の推進 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図ります。	こども課	・妊娠届出時の面談や妊娠8ヶ月のアンケート、新生児訪問、乳幼児健診等を実施し、育児不安が取り除けるよう切れ目のない支援を実施した。	・妊娠時の面談や乳幼児健診を通じて、関係機関と連携し、支援した。 ・R6妊娠届出数:82件(R7.2月末時点)
		③年代に応じた健康支援の取組の推進 思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を得るための教育の充実を図るほか、更年期や老年期など年代ごとにおける健康支援の取組を推進します。	学校教育課 健康福祉課	・保健、道徳、学活の授業をとおして、正しい知識を習得する。	・児童生徒に保健、道徳、学活の授業をとおして、正しい知識が図られた。
8 環境共同参画の推進	(17) 男女共同参画の視点を生かした環境保全、防災体制の確立	①防災活動での女性の参画の推進 男女共同参画の視点を生かした地域防災活動に取り組むとともに、防災組織への女性の参画を促進します。	環境安全課	・12名の女性防災士を育成した。(令和5年度)※令和6年度実績は4月末ごろに通知	・防災組織の女性の参画を促進した。
		②環境に関する女性の参画の推進 環境審議会や環境保全に関する事業に女性の意見を反映させるよう働きかけます。	環境安全課	・羽咋市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定に際し、女性委員3名を含む環境審議会から答申を受けた。	・女性の意見を反映させるよう環境審議会に女性の参画をいただいた。

基本目標 Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた
意識改革と体制の整備

重点課題 9 教育における男女共同参画の推進

10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

11 計画の推進に係る体制整備

基本目標 III 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の整備

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和6年度事業実施状況	事業の成果
9 教育における男女共同参画の推進	(18) 男女共同参画社会に向けた教育の推進	①教育や保育現場における男女共同参画の学習の推進 子どもたちが、性別にとらわれず、自己の個性にあった進路を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。	学校教育課 子ども課	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、安心して子どもを生き育てられるよう、未就学児童に対する各種保育サービスの提供、小学生を対象とした放課後児童クラブの設置、ひとり親家庭への支援等を行い、子育て支援に努めている。 保育、教育の中で男女の差別、性別で役割を決めつけないよう配慮しながら教育、保育を実施。 学校教育全体を通して個を大切に教育を行い、中学校では、進路指導主任を配置し、正しい職業観をもてるように教育活動を通して指導した。 人権作文の募集を中学校において実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが、役割、将来の夢、容姿、服装などにおいて男女関係なく自由に係や役割を選択できるようにした。また、日頃の活動の様子を家庭に周知することで、保護者にも性別にとられない関わりを促した。 男女平等教育の視点に立った指導をすることで生徒の理解を深めることができた。 各教科や道徳、キャリア教育を通し男女の区別なく一人の人間として相手と接することの大切さを学んだ。
		②家庭での男女共同参画の取組の推進 大人たちが性別による固定的な役割分担意識に気づき、男女共同参画の視点に立った家庭生活、家庭教育、地域学習が行われるよう、各家庭で取り組める内容の事業を実施します。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 石川県が小学5年生を対象に毎年発行している意識啓発用副読本を各小学校に配布し、授業等で活用するよう呼びかけた。 	
		③分かりやすい広報・啓発の推進 分かりやすい広報を行い、男女共同参画の認識を深め、社会制度や慣行の見直しに向けた啓発を行います。	総務課 秘書課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間について広報など周知した。 	
19 男性の男女共同参画への理解促進	(19) 男性の男女共同参画への理解促進	①既存のライフスタイル見直しへの啓発 既存の男性のライフスタイルの見直しと、男女共同参画の理解に向けた意識啓発を促進します。	健康福祉課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府や石川県から届く啓発用チラシ、パンフレットを市内公共施設に配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会を目指し、継続して実施していき、男女共同参画に関心を示してくれることを期待する。
		②男性への学習機会の提供 男性の家事・育児介護等の家庭生活や地域への参画を促進するための啓発及び好事例の発掘・情報提供を行います。	健康福祉課 総務課 子ども課	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級に参加した父親に対して、パンフレットを用いて、育児や家事への参画を普及啓発した。 育児相談に来所した父親に対して、育児参加の重要性を伝えたり、育児方法を助言した。 	<ul style="list-style-type: none"> 教室を通して、男性の育児参加を促すことにつながった。 両親学級 父参加者 10人
10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	(20) 社会全体で支える子育て支援体制の充実	①子育て支援に関する制度の充実 多様な暮らし方や働き方に対応するため、保育サービス及び放課後児童クラブの充実を図ります。	総務課 子ども課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 保護者のニーズに合わせ、保育所等で延長保育、一時保育、病後児保育、休日保育を実施した。 働く親と子のため、5ヶ所の放課後児童クラブにおいて(羽咋、邑知、瑞穂、羽咋ゆりっこ、粟ノ保)、放課後保育を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者のニーズに合わせた特別保育事業を充実させることにより、働く保護者たちの支援となった。
		②子育て支援体制の充実 家庭の子育てを支援するため、情報提供や相談の場などの交流の場やネットワークづくりを推進します。	子ども課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 専門相談員による保育所(園)の巡回、親子相談、遊びの教室等を実施し、保護者からの相談に対応。情報提供やその後のフォロー、関係機関へつなげるなどしている。また、子育てサロンでは親子の交流の場として多数の利用がある。 子育てに関する情報を提供する「家庭教育情報紙」を家庭教育推進協議会で発行し、保育所・小中学師のいる世帯へ配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回後の情報提供により、親子相談や遊びの教室への利用につながっている。 父参加者 子育てサロン 131人 あそびの教室 人 親子相談 0人 母子モアアプリ登録数 123 件 ファミリー・サポート・センター事業休日保育 19件 子育てサロン登録者数 109人 育児相談 (保健師対応) 13 件 栄養相談 (栄養士対応) 16 件 親子のふれあいに関する取り組み事例を紹介し、子育てに関するアドバイスや言葉、情報を提供している

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和6年度事業実施状況	事業の成果
10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	(21) 社会全体で支える介護支援体制の充実	①介護に関する制度の充実 多様な暮らし方や働き方に対応するため、看護・介護サービスの充実を図ります。	健康福祉課 地域包括ケア推進室	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進協議会を年4回開催。 協議会メンバーは、市内医療機関、介護事業所に勤務している医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリ専門職、介護福祉士など13名で、在宅介護支援について、協議を行っている。 「看取りについて」「身寄りのない方への対応」「災害対応の課題」に関するワーキングを計8回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 看取りに関する市民向け研修会を1回開催。62名参加。支援者向け研修会を2回開催。延べ95名参加。 身寄りのない方への対応研修会を1回開催。38名参加。 災害対応の課題に関する研修会を1回開催。
		②介護者支援体制の充実 介護者を支援するため、情報提供や学習・相談の場などの交流の場やネットワークづくりを推進します。	健康福祉課 地域包括ケア推進室	<ul style="list-style-type: none"> 身近な認知症等の相談窓口として、介護事業者に認知症相談窓口を委託している。 認知症カフェとして、気軽に介護者や地域住民が交流できる場の運営等を補助している。 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症相談窓口を8カ所の事業者に設置し、実62名(延べ210名)の相談に対し支援を行った。 認知症に関する市民公開講座を1回開催。180名参加。
11 計画の推進に係る体制整備	(22) プランの達成度の把握と評価	①プランの進行管理 男女共同参画プランに掲げる具体的施策の実施状況及び数値目標等を定期的に確認・評価、公表することによって進行管理を行います。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> プランに掲げる具体的施策の実施状況、成果を各課の担当職員から報告を受け「推進状況報告書」を作成し、ホームページで公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的施策の調査は、毎年続けることで意識が深まっていくので、今後も実施していく。
		②意識調査の実施 男女共同参画に関する意識調査を実施し、分析を行い、その結果を男女共同参画施策に反映させます。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> プランに掲げる数値目標及び指標を調査し、ホームページ等で公表した。 令和6年度は市民意識調査を実施。800人に調査票を送付し414人から回答があった。 	<ul style="list-style-type: none"> プランに掲げる指標及び数値目標により進み具合を知ることができた。
		③男女共同参画に関する調査研究 男女共同参画に関する各種資料、情報の収集を行うとともに、調査研究に努めます。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 国及び県等の報告書や資料により情報収集し、現状や課題の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化に対応していけるよう努めた。
(23) 市の推進体制の確立	①庁内関係機関との連携 男女共同参画を総合的に推進するため、羽咋市総合計画を基本とし、各課で策定された部門別行動計画と連携し、共同して推進します。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 関連各課と情報共有を行った。 		
	②日々の業務におけるプランの実践への啓発 男女共同参画の視点に立った行政を推進するため、職員に「男女が共に輝くまちづくりプラン」の趣旨内容等の周知を図り、日々の業務における意識啓発を図ります。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> プランに掲げる施策の実施状況及び成果を各担当職員が記述することにより「男女が共に輝くまちづくりプラン」の趣旨内容等を周知し、業務における意識啓発を行った。 事業ごとに男女共同参画の視点があるかどうかを確認し、関連各課と情報共有を行った。 		
	③他機関との連携 国、県、他市町と相互に情報を共有し、協調・連携して推進します。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> パープルリボンキャンペーンなど、国の啓発活動と連携し、市立図書館などで啓発活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設ほか市民の目につきやすい場所で啓発事業を行うことで、意識改革を促す。 	
(24) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化	①市民等に対する活動の支援 市民、事業者、各種団体等に対して情報提供等を行い、市民等が主体的に男女共同参画社会の実現を目指すための活動が展開できるよう支援を行います。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画を推進するためのパンフレットや情報紙を公共施設や団体に配布し情報提供をした。 国の啓発活動と連携し、市立図書館などで図書企画展を行うことにより、より多くの人々に情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 図書企画展を一定期間行うことで、「男女共同参画」について啓発することができた。 	
	②男女共同参画推進委員会との連携の強化 羽咋市男女共同参画推進委員会と連携して、意見・苦情等の情報収集や普及活動を行い、市民と行政によるプランの推進体制を強化します。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 推進状況報告、プランの推進について報告し、ホームページ等で公開した。 令和6年度は4回開催し、推進状況報告やプランの推進について意見を求めたり、委員研修を実施し委員の理解を深めた。 		

資 料 編

羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例

羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例

前 文

我が国では戦後、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ進められてきた。平成 11 年 6 月には、男女共同参画社会基本法が施行され、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけている。

これらの背景には、社会制度や慣行において性別による差別や固定的な性別役割分担が残っており、男女間の経済的格差も大きく、女性の人権が充分尊重されているとは言い難い状況がある。そして、そのことが地域によっては、結婚難、少子化、高齢化、人口減少、地域経済の停滞に拍車をかける要因のひとつとなっている。

本市で行った意識調査や地区公民館でのまちづくり会議などからは、家庭、地域、職場、学校、人権などにおいて問題が提起され、平成 12 年 7 月に発足した羽咋市男女が共に輝くまちづくり推進懇話会において、幅広い市民の多様な意見を集約した意見書がとりまとめられたところである。

21 世紀を迎えた今、真に豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、男女の対等なパートナーシップを実現することが必要である。本市は、この意見書を踏まえ、それを担うにふさわしいひとづくりを目指し、ここに羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女が共に輝くまちづくりの形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることによって、市民一人ひとりの個性が光り輝き、豊かで活力ある 21 世紀の羽咋市の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) ジェンダー 男女別に期待される役割やイメージなどの社会的、文化的に作られた性差のことをいう。
- (5) セクシャル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーからの暴力をいう。
- (7) エンパワーメント 内にもって抑圧されていた力をひきだし、あらゆる分野で自分のことは自分で決め、行動できるよう力をつけ、発揮することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女が共に輝くまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりがその能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担でなく多様な生き方が選択できる活力ある社会であること。
- (2) 男女が、相互の理解と協力のもと、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる活動の場において平等に責任を分かち合う活力ある社会であること。
- (3) あらゆる分野における政策、方針決定の場に男女の個人としての能力が尊重され、それとともに、営利、非営利を問わず新しい事業や活動が活発におこされ男女が共に参画する活力ある社会であること。
- (4) 性別による差別や、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力がない、すべての人の人権を尊重する活力ある社会であること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者等は、次の各号に掲げる事項を男女が共に輝くまちづくりにあたっての実現すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア 家族のすべてが、「男らしさ」「女らしさ」という固定観念にとらわれず、相互の個性と「その人らしさ」を尊重しあう良好なパートナーシップを築くこと。

イ 「男は仕事」「女は家庭」といった性別役割分担の意識がなくなり、家事、育児、介護などは、家族みんなが関わり、喜びも責任も共に分かち合い、家族のつながりが深まること。

ウ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。

(2) 地域において実現すべき姿

ア 男性も女性も対等に地域活動やまちづくりに参画することにより、連帯感や満足感が得られるとともに、豊かで住みよい地域づくりに貢献できること。

イ 家族の理解と協力のもとで男女が共にボランティアやNPO（民間非営利組織）などに積極的に参加し、その中から多くの女性リーダーが育つこと。

ウ 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会がつくられること。

(3) 職場において実現すべき姿

ア 育児休業や介護休業を男女とも積極的に取得し、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。

イ 採用、配置、賃金、昇進などの男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲などが十分に発揮される、生き生きとした職場になること。

ウ 管理職の男女比が均衡し、行政における政策決定や、農業、商業などのあらゆる産業分野における経営方針決定に男女の共同参画が進んでいくこと。

エ 営利、非営利を問わず、積極的な起業が男女によって行われ、豊かで活力あるまちづくりが着実に進むこと。

(4) 学校において実現すべき姿

ア 「男の子らしく」「女の子らしく」ではなく、個性と能力を尊重する教育が進むこと。

イ 人権教育が進み、人を思いやる心が育つこと。

ウ 進学や就職などでは、ジェンダーにとらわれない個人の能力や適性を考慮した進路指導が行われること。

(5) 人権擁護において実現すべき姿

ア ドメスティック・バイオレンスを含む女性に対するあらゆる形態の暴力を防止し被害者を安全に保護すること。

イ だれもが性別を理由とする差別を受けないこと。

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画に関する施策の策定及び実施にあたっては、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして市民の意見が尊重されるようにしなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画について理解を深め、相互に協力し、あらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に努力しなければならない。

2 市民は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして市が実施する男女共同参画に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、その事業活動に関し、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者等は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして男女共同参画に関する市の施策に積

極的に協力するものとする。

(行動計画の策定等)

第8条 市は、男女共同参画社会の実現のため、具体的な施策体系としての羽咋市男女が共に輝くまちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定又は変更するときは、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして、市民の意見を尊重するものとする。

(相談所の設置)

第9条 市は、ドメスティック・バイオレンスを含むあらゆる暴力やセクシャル・ハラスメントの防止及び被害者の保護のために相談所を設置するものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、市内外の行政機関や民間団体と積極的に連携するものとする。

(男女共同参画促進の支援)

第10条 市は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして、女性のエンパワーメントを目指す事業や積極的改善措置等、市民や事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組に対し、積極的な支援を行うものとする。

(実施状況の年次報告)

第11条 市は、毎年の施策の実施状況及び成果を市民に公表しなければならない。

(推進委員会)

第12条 市は、男女が共に輝くまちづくりを推進するため、羽咋市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、男女が共に輝くまちづくりに関し、市長の諮問に応じ、調査、審議し、答申するものとする。

3 推進委員会は、男女が共に輝くまちづくりに関し、市長に随時建議するものとする。

4 推進委員は、委員20名以内をもって組織する。

5 推進委員は、市民、各種団体の代表者、学識経験者等から市長が委嘱する。

6 推進委員は、男女が共に輝くまちづくりに関し、意見、苦情等の情報収集、普及活動等を行う。

7 推進委員の男女の一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

8 推進委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、推進委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

令和6年度「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」推進状況報告書

【発行】 羽咋市

【問い合わせ】 羽咋市総務部総務課

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア 200 番地

電話：0767(22)7161 fax：0767(22)7135

e-mail：soumu@city.hakui.lg.jp